

## 告示

### 埼玉県告示第千十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 道路交通法の遵守。道路環境の安全確保及び交通事故の防止

店舗及び倉庫周辺の市道は幅員が狭く、また生活道路かつ通学路でもあるため次の点に配慮すること。

(一) 歩行者の安全確保を図ること。

(二) 店舗及び倉庫周辺の市道を走行する際は徐行の上、市民生活へ悪影響を及ぼすことを極力避けること。

(三) 路上での駐車及び荷さばき作業をしないこと。

(四) その他、関係法令を遵守すること。

(2) 吉川市環境保全条例に基づき、騒音等に係る規制基準を遵守すること。

(3) 騒音・悪臭などに関する周辺住民からの意見に対して、速やかに解決に努めること。

(4) 事業系廃棄物の適正処理に努めるとともに、リサイクル等の促進及び廃棄物の減量に努めること。

(5) 道路上に廃棄物を置かないこと。

(6) 事業主側が原因で、前面道路に破損が生じた場合は、自己負担で修繕を行うこと。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター